

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人信岡会が運営する介護医療院 菊池中央病院（以下「施設」という）が行う介護医療院サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が、長期にわたる療養を必要とする要介護者（以下「入所者」という）に対し、適正なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 二. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたってサービスの提供に努める。
- 三. 入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 四. 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 五. 前4項のほか、関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名称：介護医療院 菊池中央病院

所在地：〒861-1331 熊本県菊池市隈府494番地

第2章 職員の職員、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者：1名（菊池中央病院と兼務）

管理者は、常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また従業者に必要な指揮命令を行う。

医師：2名以上（菊池中央病院と兼務）

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。また入所者の病状が急変した場合において、速やかに診療を行う体制を確保するとともに、自ら必要な医療を提供する事が困難

であると認めた時は、協力病院の菊池中央病院の医師との連携を行い、入所者の診療について適切な措置を行う。

薬剤師：1名以上（菊池中央病院と兼務）

調剤及び入所者に対する服薬指導を行う。

看護職員：7名以上

医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

介護職員：10名以上

入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

介護支援専門員：1名以上

施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

管理栄養士：1人以上

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養マネジメント等を行う。

理学療法士：1人以上

医師その他の職種のものと同じし、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

放射線科職員：1人以上（菊池中央病院と兼務）

放射線検査を行う。

事務員：1人以上

必要な事務を行う。

第3章 定数

（入所定員）

第5条 当施設はI型介護医療院であり、施設入所の定員は、37人とする。

（定員の順守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ入所者又はその家族に対して本運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入所者または家族の同意を得なければならない。

(入退所に当たっての留意事項)

第8条 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、サービスを提供する。

- ① 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- ② 入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- ③ 入所者の入所に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- ④ 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保険医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第9条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 二. 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 三. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 二. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 三. 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 四. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者及び家族に説明し、同意を得る。
- 五. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行なう。

(サービスの取り扱い方針)

第 11 条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 二. サービスの提供は、施設サービス計画に基づく、漠然かつ画一的なものとならないよう考慮して行う。
- 三. 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 四. 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 五. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第 12 条 医師は、次に掲げる事によるほか、別に厚生労働大臣が定める基準による診療を行うものとする。

- 二. 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上必要な診療を行う。
- 三. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- 四. 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、適切な指導を行う。
- 五. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- 六. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほかは行なわない。
- 七. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。
- 八. 入所者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力病院その他の病院又は診療所への入院のための措置を講じ、又は往診や通院により他の医師の対診を求める事により入所者の診療について適切な措置を講じる。

(機能訓練)

第 13 条 施設は、入所者の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けたため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、次に掲げるところによるほか入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 二. 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又入浴が困難である場合は、清拭を実施するなどにより身体の清潔保持に努める。
- 三. 入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入所者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施する。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施する。
- 四. 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 五. 入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 六. 入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第15条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供する。

- 二. 食事の時間は以下の通りにする。
 - (ア) 朝食 午前8時～
 - (イ) 昼食 正午～
 - (ウ) 夕食 午後6時～

(その他のサービスの提供)

第16条 施設は適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

- 二. 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第17条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

- 二. 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

- (2) 居住に要する費用
- (3) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて入所者負担とする。
- 三. 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 四. 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 五. 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 六. 費用を変更する場合には、あらかじめ入所者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 七. 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又はその家族に対して交付する。

(利用料等の受領)

- 第18条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。
- 二. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 三. 上記の他施設の定める「居住費」「食事費」に関する利用料金及び負担額も同様に契約書の通りとする。
 - 四. サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第19条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載した領収書を入所者またはその家族に対して交付する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項（入所者および家族の皆様）

（外出及び外泊）

第20条 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより届出る。

（衛生保持）

第21条 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

（禁止行為）

第22条 施設内で次の行為をしてはならない。

- 二. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人自由を侵すこと。
- 三. けんか、口論などで他の入所者に迷惑を及ぼす事。
- 四. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。
- 五. 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ちだすこと。

（協力病院等）

第23条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 二. 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第24条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 二. 非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

（要介護認定に係る援助）

第25条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 二. 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

- 三. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入所者に関する区市町村への通知)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を区市町村に通知する。

- 二. サービス利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所しないとき。
- 三. 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 四. 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第28条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 二. 施設の従業者によってサービスを提供する。但し、入所者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。
- 三. 従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。
 - ・採用時研修 採用後1カ月以内
 - ・外部研修参加

(衛生管理等)

第29条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 二. 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(掲示)

第30条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 施設の従業者は正当な理由無く、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 二. 施設が得た入所者または家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者またはその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利供与の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を

紹介することの代償として、金品のその他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第 33 条 入所者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 二. 提供したサービスに関して、区市町村からの文章の提出・掲示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 三. サービスに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 34 条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 35 条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

- 二. サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 三. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 四. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 36 条 原則として、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 37 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 二. 入所者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(虐待に関する事項)

第 38 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 二. 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- 三. 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 五. 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

- 第39条 施設は、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第40条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信岡会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日より施行する。

改訂 令和3年 8月1日

改訂 令和6年 1月1日

ご入所者様負担説明書

- ① 施設サービスをご利用になる上でかかる費用は別紙「利用料金一覧表」のとおりです。
- ③ ご入所者様の入所生活を快適に送って頂くとともに、ご家族の負担を軽減するため「タオル・寝巻」を下記事業所よりレンタルでご利用できます。詳細につきましては別紙レンタルのご案内をご参照ください。

委託先 小山メディカルサービス（株） 九州営業部

熊本市中央区水前寺 6 丁目 51-24 SUMITAN ビル 3 階

TEL 0120-332-315

※費用はサービス提供元の提示価格となります。

- ④ 療養室におけるテレビは、ご入所者様がご希望される場合に契約書を記入して頂いた上でご利用できます。

1 日あたり 110 円の使用料を入院費と一緒に請求されます。

※費用は手数料や諸費用より算定しています。

- ⑤ 理美容を必要とする場合はご入所者様の希望により下記事業所のサービスを受けることができますが、費用は自己負担となり、下記事業所より請求があります。

事業所の名称	移動美容室 Ami
所在地	熊本県山鹿市菊鹿町松尾 2259-6
料金 1 回あたり	1,980 円(税込)

※料金はサービス提供元の提示価格となります。

- ⑥ 施設で提供することができない医療行為について下記医療機関で診察や治療を行うことがあります。

ご入所者様の自己負担部分の医療費は下記医療機関より請求があります。

医療機関の名称	医療法人信岡会 菊池中央病院
所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地

介護医療院 菊池中央病院